

## 第2回植物防疫の在り方に関する検討会 議事概要

日時 : 令和3年4月27日(火)15:00~17:00

場所 : ウェブ会議形式による開催(農林水産省第2特別会議室)

出席委員: 有江委員(座長)、井村委員、小澤委員、折原委員、夏秋委員、  
西野委員、花島委員、早川委員、富士委員、松永委員、松村委員、  
村山委員

事務局 : 農林水産省 消費・安全局 神井審議官  
植物防疫課 望月課長、古畑防疫対策室長、二階堂課長補佐  
農産安全管理課 小林農薬対策室長

議題 : (1)病害虫の発生予防・駆除・まん延防止措置について  
(2)その他

農林水産省消費・安全局神井審議官から冒頭挨拶の後、事務局より資料について説明。これに対する各委員からの発言要旨は以下のとおり。

(井村委員)

- ・ 地域農業も疲弊しており、高齢化の進展や、担い手の減少がみられる。生産組合や土地改良区などのコミュニティも弱体化している。このような中で、病害虫のリスクに着目し、リスクを評価した上で、優先度をつけて対策を講じる必要。

(小澤委員)

- ・ 抵抗性品種の種子は海外で生産しており、健全な種子を流通させるため、自社での検査や第三者機関での検査を取り入れている。種子消毒が有効であるが登録があまりない状況であるので、農薬登録に当たって特例的な措置をお願いしたい。

(折原委員)

- ・ 農業者等による通報体制の構築自体は良いことであると思う。病害虫の診断には経験が必要。都道府県を退職し地域で病害虫相談に対応されている方、昆虫採集の趣味の会、樹木医学会に所属する人などに加え、技術士(植物保護)の人などを組織化すればかなり大きな力になるのではないかと。

(夏秋委員)

- ・ 農業者と言っても SNS などに弱い方、小さい経営体の方、ベンチャーなど様々な形態があり、これらに応じた普及をはかる必要。

(西野委員)

- ・ 病虫害の発生予防は極めて重要であり、是非強化してほしい。病虫害が発生しにくい環境づくりの推進にあたっての IT 活用については、是非 IT が苦手な農業者にも伝わるような工夫をしてほしい。農薬を減らすのは農家にとって単収や品質の低下をまねきかねないというリスクがあるため配慮する必要がある。
- ・ 面的な防除は生産部会の基本的な機能であるが、体制が脆弱化している。産地によっては販売に力を入れるため、防除に人的資源を割けなくなっているところもある。
- ・ 地域によっては JA や法人が防除のサービス事業体となって IPM などの新しい取組に着手する姿も見られるので、そういった事業体への支援も重要。
- ・ 緊急防除については初動防除が鍵になると思う。複数県が連携して普段から病虫害侵入後の意識啓発をすることが重要。

(早川委員)

- ・ みどりの食料システム戦略もある中で、総合的病虫害管理(IPM)は今後の国内防除にとって非常に重要な位置付けになる。
- ・ 現在の IPM の制度(実践指針・指標等)はよくできている。特に実践指標のチェックシートは、農業者に対し、自身でほ場レベルで発生予察・防除手段の決定を行うことを促すというもので、過去に国際的にも注目されたもの。ただし、最近是国内における推進力が低下していると感じている。
- ・ 最近化学合成農薬の天敵による代替が IPM であるという誤った認識が広まっている面があり、IPM の考え方が矮小化されていると感じる。
- ・ IPM は様々な防除技術から構成されるシステム。現場でこのことを理解して指導できる者が少なくなってきたのではないかと感じる。
- ・ 欧米の事例等を研究し、一層の推進に適用できる政策ツールがあれば参考にしたい。
- ・ IPM を推進するには、法律に位置付けることや、推進ツールとしてのクロスコンプライアンスなども検討する必要があるのではないかと感じる。
- ・ 都道府県の防除体制が脆弱化する中、病虫害防除所の人数を増やせというのは困難。その補完・支援対策として、農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、防除指導員、農薬安全コンサルタント等、病虫害防除・農薬の安全使用に一定水準以上の知見を有する民間の人材を組織化し、有効活用する等の新たな体

制の構築を検討すべき。そのためには農水省の強いイニシアチブが必要。

- ・ 植物防疫所の国内検疫部門と都道府県の連携については、現在は緊急防除と侵入警戒調査にとどまっているが、これらについても見直し、植物防疫所の国内検疫部門が都道府県の一般防除に関しても連携できるような新たな連携体制の構築を検討すべき。

(富士委員)

- ・ 小売業者や農業者と接する際に、取組の内容を聞くことはあるが、その結果、例えば病害虫が発生しにくい環境になって、コストが下がった、収量が上がった、結果所得が上がったというところまでのエビデンスまで開示してくれることは少ない。こういった情報をいかに集められるか、集める地盤を作れるかが重要。エビデンスが集まれば、小売り業者や種苗業者といった方々が、こういうものを作ってほしいということとセットで、防除の内容を伝えていくこともできる可能性。

(松永委員)

- ・ IPM の考え方について、平成 17 年に実践指針がつけられた当時と変わっていないように感じる。当時は、無登録農薬問題や残留農薬基準のポジティブリスト制を背景として、化学合成農薬そのものへの懸念が生じ、その代替手法として IPM が矮小化して認識された。このような考え方ではなく、農家の方が生物的防除、物理的防除、耕種的防除の技術も取り入れながら、総合的に、自分達の品目や気候風土に合うものを選んでいける考え方を取るべき。
- ・ サイエンスベースでの議論を進めるべきであるが、この観点からネオニコチノイド系農薬に関する資料中の記載は生産者に誤解を与えかねないと懸念。化学合成農薬は安全性を評価した上で登録されており、さらに今後再評価も進む。安全性を一層確保する方向にシフトしている現状下、化学合成農薬が悪者で他の手法が良いという認識を与えかねない。
- ・ 消費者の目線からの視点についても資料に加えていくべきではないか。IPM に基づく農産物の価値を消費者に理解してもらうには、減農薬、無農薬だから安全という誤解を招いてはならず、消費者に植物防疫の重要性をしっかりと地道に理解してもらうことが重要。

(松村委員)

- ・ 例えば海外から風に乗って飛んでくるミカンコミバエについては、かつては沖縄や離島の問題であったのが、近年では九州本土にも飛んできている。九州本土も含めて体系的に侵入警戒調査をする必要があり、そのためには国のリーダーシップのもと取り組んでいく必要。

- ・ 飛来性の害虫について、発生源である諸外国の情報を国として入手できる体制づくりが必要。

(村山委員)

- ・ IPM については、総合的病害虫・雑草管理のことであり、現地では、排水対策、防虫ネットなど、農薬を使わないように努めているが、発生状況等によっては、化学農薬に頼らざるを得ない実状もあるため、農薬使用量削減に向けた技術開発等も必要。
- ・ 海外飛来性害虫については、鹿児島県では農家が自らの生産ほ場で採取した未知なる病害虫を防除所に持ち込み見つかったケースがある。直接、生産に携わる農家等の目が重要と考える。

(以上)